

## 「小さな拠点」づくり促進事業補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** 県の交付する「小さな拠点」づくり促進事業補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）、「小さな拠点」づくり促進事業実施要綱（令和3年4月1日付け地振第3号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

**第2条** 補助金の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率又は補助額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

交付の目的	交付の対象である事業の内容	補助率又は限度額	交付の相手方
日常生活に必要なサービスの確保、地域交流の場や地域資源を活用した仕事の創出、集落間の交通ネットワークの形成等を通して、住み慣れた地域で将来にわたって安心して暮らしていくことができる仕組みづくりの支援を目的とする。	市町又は市町が支援する住民組織等が行う、次の各号に掲げる事業に要する経費  1 「小さな拠点」づくりスタートアップ支援事業 2 「小さな拠点」整備事業	別表1及び別表2のとおり	市町
高齢者支援や生活支援など、地域抱える様々な課題に対し適切な対策が講じられるよう、地域課題の解決に取り組む住民組織の設立・運営等をサポートするふるさと支援センターを設立する市町を支援し、地域住民が主体となった地域コミュニティの維持・再生活動を促進することを目的とする。	市町が行う、ふるさと支援センターの設立・運営に要する経費  3 ふるさと支援センター設立・活動促進事業		

(交付の申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
「小さな拠点」づくり促進事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業実施計画書 2 収支予算書 3 要綱第4条第1号のAに該当する場合、国の交付決定通知の写し等 4 その他知事が指定する書類	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(交付条件)

**第4条** 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第5条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

**第5条** 第4条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体、事業実施計画の目標、その他事業実施計画の主要な内容の変更、事業実施計画の主要な内容の変更をともなう経費配分の変更
- (2) 交付申請額の増又は30%以上の減

(変更の承認)

**第6条** 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第1号）に変更の内容及び理由を記載し、必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

**第7条** 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
「小さな拠点」づくり促進事業補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(実績報告)

**第8条** 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
「小さな拠点」づくり促進事業補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他知事が指定する書類	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(補助金の請求)

**第9条** 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
「小さな拠点」づくり促進事業補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写 2 検査結果通知書の写	— —	1	知事が別に定める日

(書類の整備等)

**第10条** 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限期間)

**第11条** 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）を準用する。

(財産処分を制限する機械及び器具)

**第12条** 規則第24条第1項第2号の規定による財産は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和3(2021)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3(2021)年度分から令和7(2025)年度分までの補助金に適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業の実施主体	事業種別	補助率
市町又は住民組織等	1 「小さな拠点」づくりスタートアップ事業	
	スタートアップ支援事業 (中山間地域)	交付対象経費に対し市町が交付する額の 3 / 4 以内
	スタートアップ支援事業 (中山間地域以外)	交付対象経費に対し市町が交付する額の 2 / 3 以内
	2 「小さな拠点」整備事業	
	ソフト事業 (中山間地域)	交付対象経費に対し市町が交付する額の 2 / 3 以内
	ソフト事業 (中山間地域以外)	交付対象経費に対し市町が交付する額の 1 / 2 以内
	ハード事業 (中山間地域)	交付対象経費に対し市町が交付する額の 1 / 2 以内
市町	ハード事業 (中山間地域以外)	交付対象経費に対し市町が交付する額の 4 / 10 以内
	3 ふるさと支援センター設立・活動促進事業	交付対象経費の 10 / 10 以内

別表 2 (第 2 条関係)

	県の支援期間における総交付限度額 (補助金ベース)
上限額	「小さな拠点」づくりスタートアップ支援事業及び「小さな拠点」整備事業 1 事業あたり 20,000 千円 (うちスタートアップ支援事業については 3,000 千円)
	ふるさと支援センター設立・活動促進事業 1 事業あたり 1,000 千円